

沖永良部島ケイビングツアーNEXT

ケイビングガイドライン

CAVING GUIDELINE

Ver. 1.0

制定：2026年9月4日

安全に案内する。洞窟を守る。
そして次の世代へつなぐ。

第1章 総則

第1条 目的

本ガイドラインは、沖永良部島ケイビングツアーNEXT（以下「NEXT」という。）が実施するケイビングツアー、洞窟調査、測量、保全活動その他の洞窟活動について、安全管理、ガイドの行動基準、自然環境の保全及び適正利用に関する基本事項を定めることを目的とする。

NEXTは、参加者の安全確保を最優先とするとともに、洞窟を単なる観光資源として消費するのではなく、自然遺産として守り、次世代へ継承することを活動の基本理念とする。

第2条 適用範囲

本ガイドラインは、NEXTに所属し、又はNEXTの管理下で活動するガイド、アシスタント、研修者及び協力者に適用する。個別のコース、調査又は事業について別途実施要領・安全管理計画等を定めた場合は、それらを併せて適用する。

第3条 法令等との関係

本ガイドラインはNEXTが自主的に定める内部基準であり、法令、土地所有者・管理者の定め、行政機関の指示その他の公的基準に代わるものではない。活動に当たっては、関係する法令等を遵守する。

第2章 基本理念とガイドの責務

第4条 ガイドの基本責務

- 参加者の生命・身体の安全を最優先すること。
- 洞窟内外の自然環境、地形、鍾乳石、洞窟生物及び水環境を尊重し、可能な限り影響を残さないこと。
- 参加者の年齢、体力、経験、心理状態等を把握し、無理のない判断を行うこと。
- 自らの技術・経験の範囲を超える活動を単独で判断・実施しないこと。
- 事故・異常・環境変化を共有し、組織として安全性の向上に努めること。
- 地域住民、土地所有者、行政、研究者及び他の洞窟利用者との信頼関係を損なう行為をしないこと。

第5条 安全を優先する権限

ガイドは、天候、増水、参加者の状態、装備不良、洞窟内の変化その他の事情から安全な実施が困難と判断した場合、予定の変更、引き返し、中止又は入洞禁止を決定できる。営業上の都合、参加者の希望又は予定時間よりも安全判断を優先する。

第3章 ガイド資格・育成基準

第6条 NEXTガイドの区分

NEXTにおけるガイド区分は、原則として次のとおりとする。具体的な権限は、代表者又は安全管理責任者が本人の経験・技能を確認して決定する。

区分	役割	主な要件
研修・アシスタント	有資格ガイドの指揮下で補助	基本装備、洞窟行動、参加者補助、環境保全を習得中
NEXTガイド	指定された一般コースを担当	ルート熟知、安全管理、応急対応、参加者管理、緊急時判断が可能
テクニカル／SRTガイド	堅穴・ロープを伴う指定活動を担当	SRT、ロープシステム、救助・引上げ等についてNEXTが必要能力を確認

第7条 認定の考え方

外部資格の保有のみをもってNEXTガイドとしての単独案内を認めない。NEXTが実施するコースの特性、沖永良部島の洞窟環境、増水特性、退出経路、通信事情及び緊急対応を理解し、実地同行を経たうえで、NEXTが能力を確認する。

認定後も、長期間活動していない場合、事故・重大なヒヤリハットがあった場合、コース状況が大きく変化した場合等は、再確認又は再研修を行う。

第8条 継続訓練

- ・ 応急手当・救命に関する知識と技能の維持
- ・ ロープを使用するガイドについてはSRT及びレスキュー技術の反復訓練
- ・ 主要コースの危険箇所、増水時の変化、退出経路の確認
- ・ 事故・ヒヤリハット事例の共有と再発防止
- ・ 新規コース又は未調査区域では事前踏査を実施

第4章 ツアー実施基準

第9条 実施前確認

- ・ 天候、降雨状況及び必要に応じて直前までの降雨を確認する。
- ・ 参加者の年齢、体調、既往歴の申告、運動能力、経験等、実施判断に必要な情報を確認する。

- ・ ヘルメット、照明、予備光源、服装、履物その他コースに必要な装備を確認する。
- ・ ガイド装備、救急用品、通信手段、予備装備等を確認する。
- ・ 必要に応じて入洞予定、帰還予定及び活動場所を関係者間で共有する。

第10条 参加人数及びガイド配置

参加人数及びガイド配置は、洞窟の難易度、ルート形状、水量、参加者の経験・年齢、使用する技術及び緊急時の救助可能性を考慮して、コースごとの運用基準により決定する。単純な売上又は予約数を理由として、安全に管理できる人数を超えて実施しない。

ロープ技術を伴う活動、未成年者を多く含む活動、初見参加者が多い活動その他リスクが高い場合は、必要に応じてガイド又はアシスタントを増員する。

第11条 ブリーフィング

入洞前に、参加者へ行動方法、禁止事項、危険箇所、照明トラブル時の対応、ガイドの指示に従う必要性及び自然環境保全について説明する。参加者が不安や体調不良を申し出やすい雰囲気をつくる。

第12条 ツアー中の管理

- ・ 先頭・最後尾を含む隊列を把握し、参加者を置き去りにしない。
- ・ 難所ではガイドが先行して安全を確認し、必要に応じて一人ずつ通過させる。
- ・ 疲労、低体温、恐怖、過呼吸、脱水等の兆候を継続して観察する。
- ・ 予定より進行が遅れた場合は、到達目標より安全な帰還を優先する。
- ・ 照明は一人一灯だけに依存せず、ガイド側に予備照明を確保する。

第5章 ロープ・SRTを伴う活動

第13条 実施条件

懸垂下降、登高、竪穴通過その他SRTを伴う活動は、NEXTが当該技術及び当該ルートについて能力を確認したガイドが担当する。一般ガイドが、認定範囲を超えて単独で実施してはならない。

第14条 ロープシステム

- ・ 使用前にロープ、ハーネス、カラビナ、下降器、登高器、アンカーその他の装備を点検する。
- ・ 摩耗、腐食、変形、重大な落下履歴その他安全性に疑義のある装備は使用しない。
- ・ アンカー及びロープ設置は、荷重方向、岩質、摩擦、落石、水流及び救助時の使用を考慮する。
- ・ 参加者がロープ区間を通過する際は、ガイドが接続状態を確認し、必要なバックアップを設ける。

- ・ 事故時に救助者が接近・解除・引上げ等を行えるシステムを意識して構築する。

第6章 気象・増水・中止基準

第15条 増水リスク

洞窟内の水位は、入洞地点の天候だけでなく、集水域の降雨や時間差によって変化する可能性がある。降雨が予想される場合は、地上の天候だけで安全と判断しない。

第16条 中止・撤退

大雨、雷、急激な水位上昇、濁流、落石、崩落、酸欠等が疑われる状況、参加者の重大な体調不良、主要装備の故障その他安全確保が困難な事象が発生又は予見される場合は、中止又は撤退する。判断に迷う場合は、安全側の判断を採用する。

第7章 緊急時対応

第17条 基本原則

事故発生時は、二次災害を防止し、負傷者及び他の参加者の安全を確保したうえで、状況把握、応急処置、連絡、救助要請及び搬送判断を行う。救助のためにガイド自身が制御不能な危険にさらされる行動は避ける。

第18条 連絡・救助

- ・ 活動場所ごとに、地上への連絡方法及び最寄りの退出経路を事前に把握する。
- ・ 重大事故、行方不明、洞内からの自力退出が困難な場合等は、必要に応じて119番その他関係機関へ救助を要請する。
- ・ 通報時は洞窟名・位置、負傷者数、傷病状況、洞内位置、進入に必要な装備、現場責任者の連絡先等を可能な範囲で伝える。
- ・ 事故後は記録を残し、原因及び対応を検証する。

第8章 洞窟環境の保全

第19条 Leave No Traceの考え方

洞窟は形成に極めて長い時間を要し、一度損傷すると原状回復が困難又は不可能な場合がある。NEXTは『持ち込んだものは持ち帰る』『必要以上に触れない』『変化を残さない』ことを基本とする。

第20条 保全上の禁止・配慮事項

- 鍾乳石、結晶、洞窟生成物を故意に破損・採取しない。
- 必要のない場所で鍾乳石や壁面に触れない。
- ゴミ、食べ物、人工物等を洞内に残置しない。
- 洞窟生物を故意に捕獲、追跡又は攪乱しない。
- 泥や水を不必要に鍾乳石へ付着させないように配慮する。
- マーキング、落書き、無断の設備設置等、景観又は環境を恒久的に変える行為をしない。
- 写真撮影や演出のためであっても、自然物の移動・破損を伴う行為を行わない。

第21条 保全活動

自然災害、増水、漂着・投棄ごみその他により洞窟環境が損なわれた場合、NEXTは安全を確保したうえで、土地所有者・管理者・行政・専門家等との連携を検討し、必要な保全活動を行う。保全を目的とする作業であっても、別の環境損傷を生じさせない方法を選択する。

第9章 調査・測量・未調査区域

第22条 観光ツアーとの区分

未調査区域、未整備区域又は通常ツアーで使用していない区域への進入は、通常の観光ツアーとは区別し、調査目的、参加者、技術水準、装備、連絡体制及び撤退基準を事前に定める。

第23条 調査・測量

- 土地所有者又は管理者との調整が必要な場合は、事前に必要な手続きを行う。
- 測量記録、写真、位置情報等は、保全・安全・研究上の重要性を考慮して適切に管理する。
- 未確認空間への進入では、落石、崩落、増水、酸欠その他未知の危険を前提として計画する。
- 調査成果を公表する場合は、洞窟保全、無断入洞、希少生物、土地所有者等への影響を考慮する。

第10章 参加者・地域社会との関係

第24条 参加者への説明責任

ガイドは、洞窟活動には転倒、落石、増水、狭所、暗所、低体温その他の自然環境固有の危険があることを適切に説明する。ただし、同意書や説明をもって安全管理義務がなくなるものとは考えない。

第25条 地域・土地所有者への配慮

洞窟入口周辺の私有地、農地、生活道路等を利用する場合は、地域住民及び土地所有者への配慮を徹底する。無断駐車、騒音、ゴミ、設備の損傷その他地域との信頼を損なう行為を防止する。

第11章 記録・事故検証

第26条 記録

事故、救助要請、重大な装備不良、増水による撤退、参加者の重大な体調不良その他安全管理上重要な事象については、可能な範囲で日時、場所、状況、対応及び改善事項を記録する。

第27条 ヒヤリハット

事故に至らなかった事象についても、再発時に重大事故につながる可能性があるものは共有する。個人を責めることを目的とせず、手順・装備・教育・判断基準の改善につなげる。

第12章 ガイドラインの管理

第28条 改定

本ガイドラインは、事故・ヒヤリハット、洞窟環境の変化、新たなコース・技術の導入、法令・行政上の取扱いの変更等を踏まえ、必要に応じて改定する。

第29条 個別実施要領

本ガイドラインは全活動に共通する基本基準とし、各コースの参加条件、人数、必要装備、所要時間、ガイド配置、固有の危険箇所、増水判断等は、必要に応じて個別の実施要領又は安全管理資料で定める。

附則

- 1 本ガイドラインは、2026年9月4日から施行する。
- 2 制定後の運用状況を踏まえ、必要に応じて随時見直す。

沖永良部島ケイビングツアーNEXT